

私は、国民民主党・無所属クラブを代表して、ただいま議題となりました議院運営委員長古屋圭司君解任決議案につきまして、賛成の立場で討論を行います。

憲政史上、今ほど立法府と行政府との関係が揺らいだ時期は見当たらないのではないのでしょうか。森友学園・加計学園疑惑では、行政が歪められ、私物化されたばかりか、国会での虚偽答弁、資料の隠蔽、さらには公文書の改ざんという、行政府としてあるまじき犯罪的行為が組織的に行われていたことが明らかになりました。国権の最高機関である国会に対してこのような犯罪的行為に手を染めた財務省の罪は、万死に値すると言うほかありません。

国会の権威が貶められる中、議院運営委員長に求められたのは、まず何よりも行政府の引き締め、立法府と行政府との関係の正常化でした。しかし、古屋委員長には、そのような意識もないのでしょうか、まるで行政府の下請機関であるかのように、強権的な国会運営によって、ただ単に内閣提出法律案を通すだけという仕事ぶりに徹してきました。

このような古屋委員長の姿勢は、国権の最高機関である国会の議院運営委員長にはおよそふさわしくないものであり、まさに解任に値すると言わざるを得ません。

以下、本決議案に賛成する理由を具体的に申し述べます。

第一に、古屋委員長は今国会、何度も委員長職権を乱用し、強権的な国会運営を行ってきました。与野党の合意なく法案の審議入りを決め、あるいは本会議趣旨説明を省略して法案の委員会付託を決め、さらには強行採決が行われた法案の本会議上程を強行するなどの一方的な職権行使は、十数回にも及びます。

働き方改革関連法案やカジノ法案といった、国民的関心が極めて高い重要法案について、議院運営委員長として徹底的に審議を尽くせと指導するどころか、先頭に立って強権的な国会運営を主導する始末です。

第二に、議院運営委員長として財務省の公文書改ざん事件等に何ら指導力を発揮せず、国会の権威が貶められる事態を、手をこまねいて傍観したことです。今回の事件は、憲政史上に残る重大な政治的事件であり、財務省解体論に発展してもおかしくない一大事です。このような事件の再発を防ぐためにも、行政府に対し、国会として厳正な対応を取る必要があるのは言うまでもありません。しかし、古屋委員長は一体何をしたのででしょうか。

われわれはまた、予算委員会等において山積する内外の重要課題を議論するため、森友学園・加計学園疑惑については特別委員会を設置して真相究明を進めるべきだと提案しましたが、古屋委員長はこれを一顧だにしませんでした。古屋委員長には、国権の最高機関の要職を担う姿勢が欠如していると言わざるを得ません。

第三に、古屋委員長をめぐり、政治資金にかかわる疑惑が浮上したことです。政治倫理綱領には、われわれ国会議員は、国民の信頼に値するより高い倫理的義務に徹すべきことが明記されています。もちろんこれはすべての国会議員に当てはまることですが、正副議長をはじめ議院運営委員長等の院の要職を担う議員には、一般の議員よりもさらに高い倫理的義務があることは言うまでもありません。

今回の報道では、古屋委員長がパーティー券収入を過少申告していた疑いがあるとして、複数の事務所関係者の証言と詳細な販売実態を記録した「裏帳簿」のコピーがあるとしています。これに対し、古屋委員長の反論は具体的な証拠もなく、まったく説得力に欠けています。いやしくも議院運営委員長が、政治資金に関わる疑惑を持たれたまま、国会運営の重責を担うということがあれば、憲政史上に汚点を残すこととなります。疑惑を晴らすことができないのであれば、解任決議を待つことなく、自ら職を辞するのが政治家の矜持です。

以上申し述べたように、古屋圭司君は議院運営委員長としてはまったく不適格であることが明白であり、本決議案に賛成するものがあります。古屋議院運営委員長を速やかに解任し、行政府に対して厳正な対応を取る人物を後任として選び、地に墜ちた国会の権威を回復することが、われわれに課された任務であることを、与党のみなさんにも申し上げ、討論を終わります。